

## スポーツ施設予約システム「スポーツネットにしのみや」バナー広告募集要項


本市では、スポーツ施設の予約システムや壁面に広告を掲載する広告事業を実施しており、得た収入を市民サービスの向上を図る事業へ充当しています。

この要項は、スポーツ施設予約システム「スポーツネットにしのみや」の広告事業者（広告主）を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

### 1. システム概要

名称	スポーツ施設予約システム「スポーツネットにしのみや」
掲載ページ	ログイン画面の下部 <a href="https://yoyaku-nishi.growone.net/sportsnet/">https://yoyaku-nishi.growone.net/sportsnet/</a>
内容	インターネット上で、スポーツ及びレクリエーションの推進を目的に設置されたスポーツ施設の予約ができるシステム
特徴	年間延べ100万人以上の方が使用するスポーツ施設の予約は、原則「スポーツネットにしのみや」から行われるため、施設利用希望者は必ず閲覧します。
稼働時間	午前5時00分から翌日2時00分
アクセス件数	令和5年度総アクセス件数：655万件 ※あくまで参考値であり、アクセス件数を保証するものではありません。

### 2. 募集内容

掲載位置	 <p>※トップページ下部に掲載します。 (端末の設定によっては、広告の表示にスクロールが必要な場合があります。) ※予告なく掲載位置や広告数を変更する場合があります。 ※マウスオーバー時の画像を別に設定したり、ツールチップ文字を表示することも可能です。</p>
掲載枠数	6枠 ※掲載位置の指定はできません。また、枠数を変更する場合があります。
1ヶ月の掲載料	1枠：4,000円（税込）※消費税率10%
掲載規格	画像ファイル形式：JPEG, PNG, gif形式 サイズ：横422×縦134ピクセル 150KB以下 ※画像サイズはあらかじめ調整しておくこと。
掲載期間	4月1日～3月31日までの任意の月 ※1ヶ月単位で、最大12ヶ月間（年度内）掲載可能
特典	西宮市ホームページ内のバナー広告実績欄に事業者名を掲載します。

### 3. 応募資格要件

次の要件をすべて満たすこと

- (1) 協定を締結する能力を有しないもの又は破産者で復権を得ないものでないこと
- (2) 国税及び市税の未納がないこと
- (3) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者、その他反社会的団体及び特殊結社などの構成員ではないこと
- (4) 広告掲載に関して、市の指示に従うこと

### 4. 掲載できない広告

西宮市広告掲載要綱第2条及び西宮市広告掲載基準第4条、第5条及び第8条に該当する広告は掲載できません。

### 5. 申込方法等

#### (1) 期日

掲載希望月の前月の15日【必着】までに必要資料を作成の上、末尾の申込先へ持参、郵送またはメール送信してください。

※広告掲載案の電子データは、下記E-mail宛に提出してください。

- ・持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日祝日及び月曜から金曜の午前12時から午後1時を除く）の間にお持ちください。
- ・郵送またはメールの場合は、申込者にて到着（受信）確認をしてください（郵送の場合は書留郵便を利用するなどしてください）。

#### (2) 必要書類

- ① <様式1>広告掲載申込書
- ② <様式2>誓約書（署名または記名押印）

※メール申込の場合の提出は写しで結構です。広告掲載決定時に原本を提出していただきます。

- ③ 広告掲載案（紙又はデータ）

※「西宮市ホームページ広告バナー作成ガイドライン」に従って作成してください。

### 6. 可否決定、決定通知の流れ

- (1) 内容審査後、先着順で選定
- (2) 広告掲載の可否に関わらず結果を申込者に通知
- (3) 広告掲載可の決定を受けた者は、速やかに西宮市担当者と詳細な協議を行う

### 7. 広告料

市が指定する期日（前納）までに、一括で納入してください。

### 8. 広告掲載の取消

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がない場合
- (2) 指定する期日までに広告データの提出がない場合

- (3) 広告掲載場所を市の上承なく無断で第三者に譲渡又は転貸した場合
- (4) 虚偽等不正な手段で広告事業者となった場合、又は広告掲載条件に違反した場合
- (5) 広告の内容等の変更に広告事業者が応じない場合
- (6) 本市の名誉、又は信用を失墜し、業務を妨害し、もしくは事務を停滞させるような行為があった場合
- (7) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなった場合、又は広告事業者・広告主がその社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合
- (8) その他市長が広告掲載に支障があると認めたとき

9. 申込・問合せ先

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号（本庁舎 8 階）

西宮市産業文化局文化スポーツ部文化スポーツ課

電話：0798-35-3567 E-mail：vo\_k\_shatai@nishi.or.jp